近江八幡市特定不妊治療費助成について

(令和3年4月)

事業名 近江八幡市特定不妊治療費助成金交付事業

体外受精、顕微授精(特定不妊治療)を受けられた方に、治療費の一部を助成します。

対象 次のすべてを満たす方が対象になります。

- ○滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業を受けている夫婦
- ○申請日において夫婦の両方又は一方が近江八幡市に住民登録しており、治療開始日において 法律上の婚姻をしている夫婦(原則、法律婚を対象としますが、生まれてくる子の福祉に配慮しな がら、事実婚関係にある夫婦も対象です。)
 - ※夫婦の一方が本市以外の他の市町村に居住で夫婦の住所が異なる場合は、どちらか一方でのみ申請を受け付けます。ご相談下さい。
- ○申請時に、市税を完納している夫婦
 - ※ただし、交付申請時において納税義務のないものは除きます。

申請書類 次の書類をすべて添えて<u>健康推進課窓口(場所:市民保健センター)</u>に申請ください。

- ※消えるボールペンは使用しないでください。
- ○近江八幡市特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- ○領収書
- ○滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書の写し
- ○滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書の写し
- ○振込先通帳の写し
- ○事実婚の夫婦の場合は、事実婚関係に関する申立書

助成額

特定不妊治療に要した費用のうち、県の助成金の額を控除した額について、1回の治療につき 5万円を限度とします。「以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合」「採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合」は1回の治療につき2万5千円を上限とします。

特定不奸治療費助成決定基準

	治療方法	助成金額
B 採卵が D 体調っ E 受精で	区移植 から凍結胚移植に至る一連の治療を実施 不良等により移植のめどが立たず治療を終了 ごきず、または胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等 治療を中止	50, 000円
	に凍結した胚による胚移植を実施 たが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止	25,000円

申請時期

申請は、原則、治療を終了した日の属する年度内に行ってください。

ただし、3月末頃が治療終了の場合や滋賀県への申請が年度末のため、滋賀県の決定通知が4月以後になる場合は、滋賀県の決定通知を受取後、速やかに申請してください。

助成の可否決定

申請後、審査の上、近江八幡市特定不妊治療費助成金交付可否決定通知書を送付します。

- Q1 助成額について、30万円以下(令和2年12月31日以前治療終了は15万円以下)の治療の場合はどうなりますか?
- A1 1回の特定不妊治療に要した費用(保険外診療分)から滋賀県の助成金額を引いた額となります。 そのため、1回の治療に要した費用が30万円以下(令和2年12月31日以前治療終了は15万円以下、 胚移植を実施した場合や採卵したが卵が得られず中止した場合等は、1回の治療に要した費用が10万円 以下(令和2年12月31日以前治療終了は7万5千円以下))の場合は、市の助成はありません。
- Q2 1回の治療に要した費用が 40 万円でした。県と市の助成申請をし、県から 30 万円、市から 5 万円の助成を受けました。2回目は、1回目の治療費の残りの 5 万円を請求できますか?
- A2 1回の治療につき 5万円を限度に助成しますので、1回目の助成額 5万円のみとなります。 同じ領収書で 2回目の請求はできません。
- Q3 領収書は必要ですか。滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業の申請には不要と聞いています。
- A3 滋賀県に提出が不要でも近江八幡市への申請には滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書の治療期間の自費のすべての領収書が必要です。また、受診等証明書に主治医の指示に基づく院外処方や他の医療機関での治療費の記載がある場合は、その領収書もご持参ください。 医療費控除で提出した後に近江八幡市に申請する場合は、コピーをとっておいてください。
- Q4 滋賀県の特定不妊治療費の助成を受けていませんが、近江八幡市の助成を受けることはできますか?
- A4 できません。滋賀県の特定不妊治療費の助成制度を受けていることが必要です。
- Q5 受診等証明書は、県に申請したときのコピーでもよいのでしょうか?
- A5 県に提出していただいたもののコピーで結構です。
- Q6 申請期限はいつですか?滋賀県の決定通知が4月以後になりますがどうしたらいいですか?
- A6 申請は原則、治療が終了した日の属する年度内に行ってください。 ただし、滋賀県への申請が年度末で滋賀県の決定通知が翌年度4月以後になる場合は、滋賀県の決定 通知を受け取ったら速やかに申請してください。

〈申請窓口·お問い合わせ先〉 近江八幡市 子ども健康部 健康推進課 電話 33-4252 FAX 34-6612